京都府 第3回児童ポルノ規制条例検討会議資料

インターネット上での児童ポルノ流通抑制のための事業者等の取組み概略

2010年11月17日

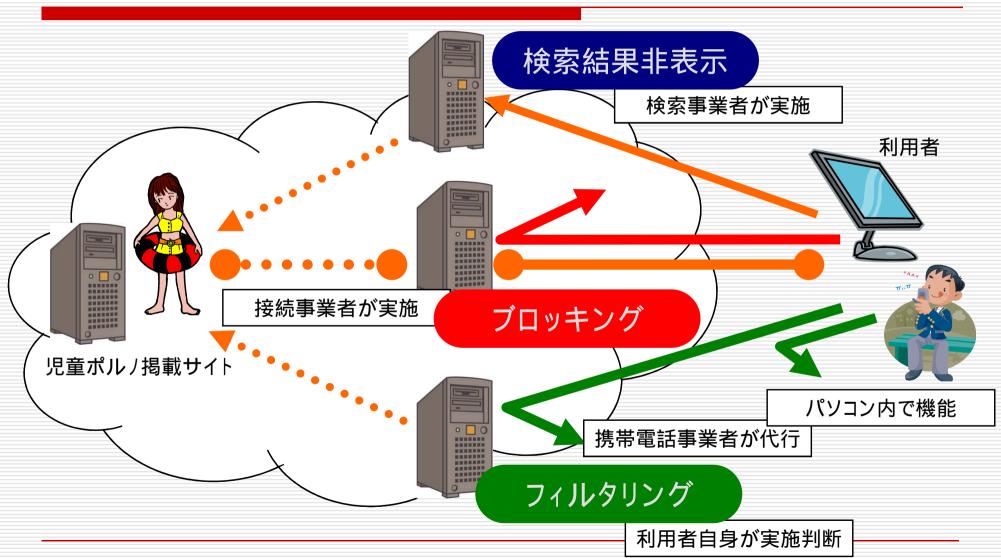
高橋大洋

(ネットスター株式会社コーポレートコミュニケーション部)

アドレスリスト管理団体の設立準備

- □ 2009年度:児童ポルノ流通防止協議会
 - 法的問題、技術的問題等の整理
 - 管理団体運営ガイドライン案の作成
- □ 2010年度:警察庁委託の調査研究事業
 - リスト内容や受け渡し方法の検討
 - リスト作成業務の試験的実施

「アドレスリスト」の利用想定箇所



ブロッキングの実現可能性

- □ ブロッキング実施の当事者(接続事業者)が、 実務面について検討中
 - 安心ネットづくり促進協議会内に作業部会を設置
 - 児童ポルノ流通防止協議会の議論や、調査研究 事業の進捗と呼応
 - 法的整理、実務的要望のとりまとめ、費用など
- □ 海外と同様、我が国でも、「全ISPですぐブロッキングを実施」という情勢ではない

検索結果非表示の実現可能性

- □ 主要な検索事業者は既に「一切許容しない」と の立場、方針を明示。海外では外部リストを 使った取組みを実施中の事業者も。
- □ 国内でも掲載アドレスリストの提供が開始されることで、非表示の精度向上に期待

口 検索しない(目指すデータのありかを予め知っている)利用者への対策にはならない

フィルタリングでの対策の可能性

- □制限候補リストへの収録
 - 見つかり次第、ポルノの一類型として取扱い中
- □制限の状況
 - 公共端末、職場の端末、家庭内の端末のいずれにおいても、ポルノ分野は閲覧制限対象とすることが一般的

- □ フィルタリングの利用は強制できない
 - 自ら閲覧を企図する者への対策にはならない

その他のデータ流通経路

- □ その他の経路については、流通過程での検出 は現実的でな〈、対策は具体化していない
 - たとえば愛好者同士?の、一対一での実画像やり取りであれば、メールへの添付や、オンラインストレージサービスの利用なども可能
 - 複数への拡散も企図した場合には、ファイル交換 ソフトの利用の可能性も

まとめ

- □ 児童ポル/掲載アドレスリストを利用した諸施策について、実施に向けた検討や準備が進んでおり、一定程度の効果が期待される
 - その実効性には限界も
 - 現時点で対策が具体化せず、今後も実現可能性が低いインターネット上の流通経路も存在
- □ 被害児童の救済のためには、インターネット上での流通抑制策以外に、元画像を減らしていくための具体的な施策の拡充が必要不可欠ではないか